

事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 7 日

各都道府県税務担当課・市町村担当課 御中

総務省自治税務局企画課

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）  
に関する周知広報について

本日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、地方税においても税制上の措置を講ずることとされるとともに、納税が困難な方への対応として、「現行法令に基づく期限の延長や納付の猶予等も含め、納税緩和措置等が早期に活用されるよう、引き続き、国民からの問合せや相談を待つだけでなく周知広報を積極的に行う」とされたところです。

これに関連して、財務省主税局より、別添のとおり、本緊急経済対策における税制上の措置（案）のホームページ及び「納税の猶予制度の特例」等に関する資料の周知について依頼がありましたので、ホームページ・広報誌への掲載、窓口への設置などにより広く周知広報いただくようお願いします。

また、地方税においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納税者等に対する「徴収の猶予制度の特例」を設けることとされたことを受けて、別紙のとおり、リーフレット例を作成しましたので、適宜加工の上、ご活用願います。

市町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市（区）町村に対してもこの旨をご連絡願います。

(連絡先)

総務省自治税務局企画課

担当：金谷係長、沼田事務官

電 話：03-5253-5658

F A X：03-5253-5659

無担保・延滞金なし

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

## 徴収猶予の「特例制度」(案)

※本特例の実施については、関係法案が国会で成立することが前提となります。

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

### 対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問わず)が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

### 対象となる地方税

- 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、地方法人二税、固定資産税などほぼすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)が対象になります。
- これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用することができます。

### 申請手続等

- 関係法令の施行から2か月後、又は、納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

総務省自治税務局企画課長 殿

財務省主税局総務課長

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）に関する周知のお願い

平素より税務行政に深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）では、新型コロナウイルス感染症のわが国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとしています。

今般、財務省主税局では、当該措置（案）を周知するため、弊省ホームページに当該措置（案）に関するページを開設し、「納税の猶予制度の特例」等に関する簡潔な資料も掲載いたしました。

つきまして、貴省におかれましては、地方公共団体（各都道府県、市町村）の皆様に対し、当該ホームページ及び資料を活用して、当該措置（案）の内容について、ホームページ・広報誌への掲載、窓口への設置などを通じ、広く周知していただくようお願いいたします。

なお、本特例の実施については、関係法案が国会で成立すること等が前提となります。また、措置内容（案）の詳細については、決まり次第、順次、当該ページの情報を更新してまいります。

● 財務省ホームページ「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」（案）

トップページ > 税制 > 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/keizaitaisaku.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html)

ご不明点等ございましたら、下記担当者までご連絡願います。

連絡先:財務省主税局総務課広報係  
TEL : 03 - 3581 - 4111  
担当者 : 尾崎、竹中

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞税なし

# 納税を猶予する「特例制度」(案)

※本特例の実施については、関係法案が国会で成立することが前提となります。

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、国税の納付を猶予することができるようになります。
- 担保の提供は不要です。延滞税もかかりません。  
(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

## 対象となる方

以下①②のいずれも満たす方（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納税を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

## 対象となる国税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目（印紙で納めるもの等を除く）が対象になります。
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の国税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

## 申請手続等

- ・ 関係法令の施行から2か月後、又は、納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書（現在準備中）のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

※ 詳細については、決まり次第、順次、下記ページの情報を更新します。

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/keizaitaisaku.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html)



## Q 「事業等に係る収入」とは何ですか。

- ・ 「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）を指します。
- ・ 個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

## Q 対象期間の損益が黒字の場合でも特例の利用はできますか。

- ・ 黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例を利用できます。

## Q フリーランスも特例の対象になりますか。

- ・ フリーランスの方を含む事業所得者は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

## Q パートやアルバイトの場合も特例の対象になりますか。

- ・ パートやアルバイトの方を含む給与所得者のうち、確定申告により納税をされる方は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

## Q 白色申告の場合も特例の対象になりますか。

- ・ 白色申告の場合も、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

## Q 「遡って特例を利用する」とはどういうことですか。

- ・ 例えば未納の国税について、延滞税がかかる他の猶予を受けている方は、特例に切り替えることにより、はじめから延滞税がないものとして猶予を受けることができます。（既に延滞税を納付済みの方は、その還付を受けることができます。）

## Q 収入や現預金の状況が分かる書類とはどのようなものですか。

- ・ 例えば売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には口頭により状況をおうかがいします。
- ・ また、例えば前年の月別収入が不明の場合には、以下のような方法により収入減少割合を判断することもできます。
  - 年間収入を按分した額（平均収入）と比較
  - 事業開始後1年を経過していない場合、令和2年1月までの任意の期間と比較

## Q 収入が20%減少していない場合、猶予はできませんか。

- ・ 特例の要件を満たさない場合でも、他の猶予制度を利用できる場合があります（通常、年1.6%の延滞税がかかります）。詳しくは最寄りの税務署に御相談ください。

\* 地方税や社会保険料についても同様の特例が設けられます。  
地方税の詳細については、総務省のホームページを御確認ください。

総務省：[https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)

## 欠損金の繰戻しによる還付の特例(案)

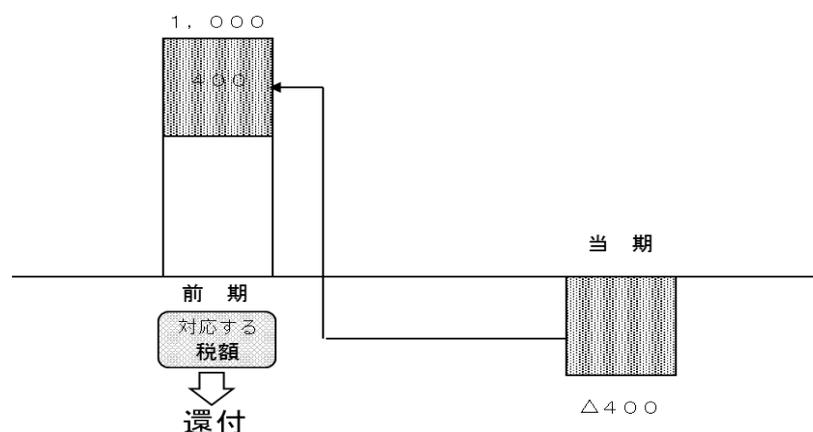
※ 本特例の実施については、関係法案が国会で成立することが前提となります。

### 資本金1億円超 10億円以下の法人も青色欠損金の繰戻し還付を受けられるようになります

- 資本金の額が1億円を超える法人については、青色欠損金の繰戻し還付制度を適用できないこととされていますが、資本金1億円超10億円以下の法人は青色欠損金の繰戻し還付を受けられるようになります。
- 令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用されます。
- ただし、大規模法人(資本金の額が10億円を超える法人など)の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を除きます。

前年度は黒字だった法人が、経営悪化などで当年度赤字になった場合、前年度に納付した法人税の還付を受けられます

- 青色欠損金の繰戻し還付制度とは、青色申告書を提出する法人について、その確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合に、その法人の請求によりその事業年度開始の前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻して法人税の還付を受けられる制度です。



※詳細については、決まり次第、順次、下記ページの情報を更新します。

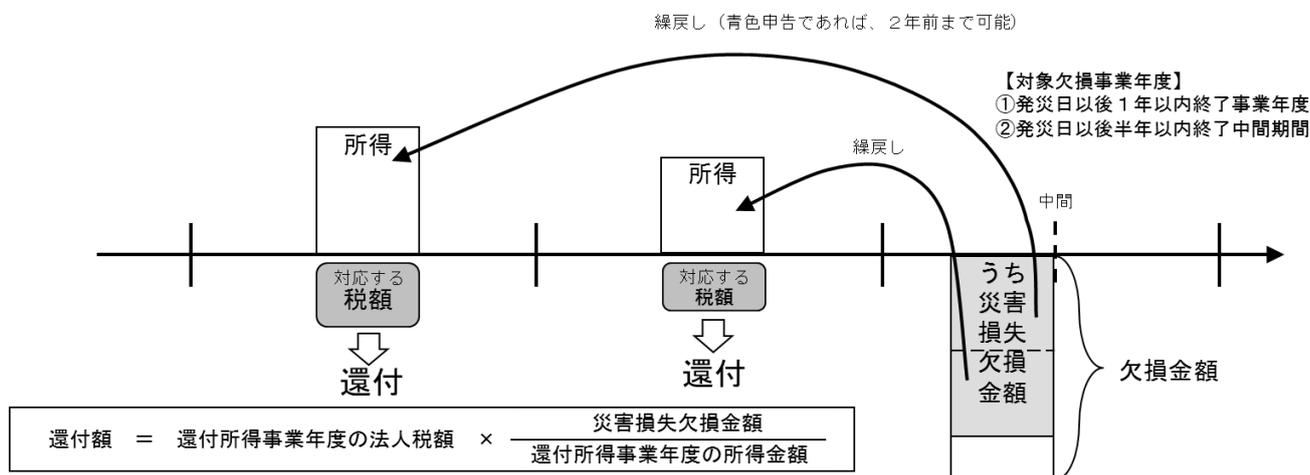
[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/keizaitaisaku.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html)



# 新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります

※このページは、現行の取り扱いを説明したものです。

- 災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前1年(青色申告書を提出する法人である場合には、前2年)以内に開始した事業年度に繰戻して法人税の還付を受けることができる制度です。



- 今回の新型コロナウイルス感染症の影響による、例えば以下のような費用や損失は、災害損失欠損金に該当することとなります。
  - ・飲食業者等の食材の廃棄損
  - ・感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
  - ・施設や備品などを消毒するために支出した費用
  - ・感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
  - ・イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

# テレワーク等のための中小企業の 設備投資税制(案)

## (中小企業経営強化税制の拡充)

※本特例の実施については、関係省令が改正されることが前提となります。

### 中小企業のテレワーク等のための設備投資を支援します

- 中小企業者等が、テレワーク等のための設備の取得等をした場合に、中小企業経営強化税制の適用を受けることができますようになります。
- 具体的には、以下の設備について、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした場合に、設備の即時償却又は設備投資額の7%(資本金が3,000万円以下の法人は10%)の税額控除をすることができます。

テレワーク等のための  
設備投資に係る新たな類型  
が追加されます

類型	生産性向上設備	収益力強化設備
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの)	◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア

#### 新たな類型(デジタル化設備)

遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備

- ◆機械装置
- ◆工具
- ◆器具備品
- ◆建物附属設備
- ◆ソフトウェア

- 対象となる資産、経営力向上計画の認定については、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

(中小企業庁:経営サポート「経営強化法による支援」)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

※詳細については、決まり次第、順次、下記ページの情報を更新します。

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/keizaitaisaku.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html)



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する  
**消費税の課税選択の変更に係る特例(案)**

※ 本特例の実施については、関係法案が国会で成立することが前提となります。

税務署に申請し、承認を受けることにより、  
課税期間開始後であっても、  
消費税の課税事業者を選択する(やめる)ことができます

- 消費税の課税事業者を選択する(又はやめる)にあたっては、原則として、その課税期間の開始前に届出書を提出する必要がありますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者につき、次の要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する(又はやめる)ことが可能となる予定です。

要件

- ① 特例に係る法律(案)の施行後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、一定期間(1ヶ月以上の任意の期間)の収入が、著しく減少(前年同期比概ね50%以上)した場合で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合

(注) 原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。

- ◆ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2ヶ月
- ◆ 個人：課税期間の翌年の3月末

本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合、  
課税事業者を2年間継続する必要はありません

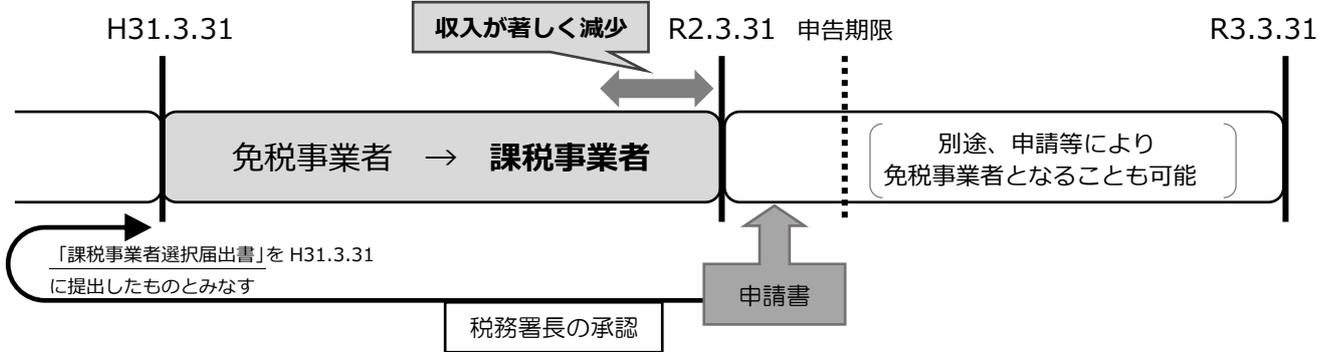
- 本特例により課税事業者を選択した課税期間の翌課税期間において、課税事業者の選択をやめることも可能です。

(注) 免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間(法人は前々事業年度、個人事業者は前々年)における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。



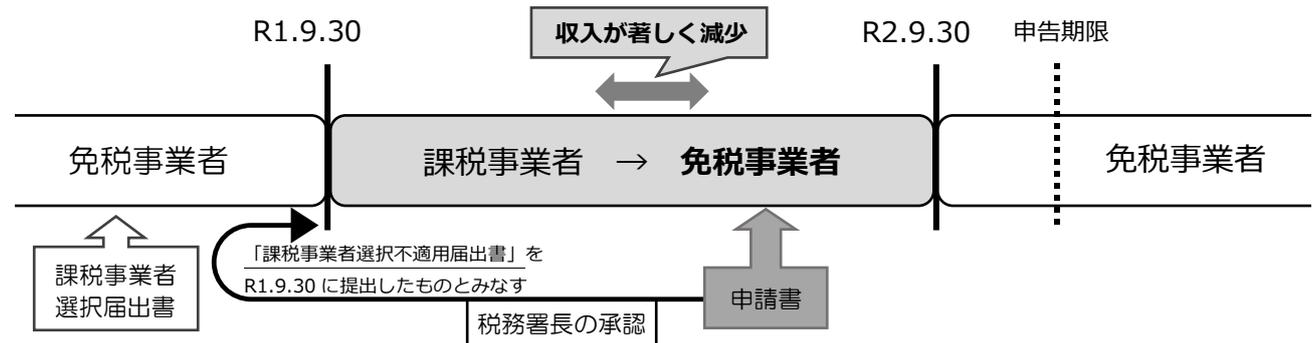
## 免税事業者が課税事業者を選択する場合の具体的な適用事例

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年3月期について、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合（3月末決算法人の場合）



## 課税事業者の選択をやめる場合の具体的な適用事例

当初、令和2年9月期について課税事業者を選択していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年9月期から課税事業者の選択をやめて免税事業者となる場合（9月末決算法人の場合）



(注) 免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

## 2月末決算法人の皆様へ

- ▶ 2月末決算法人につきましては、本特例に係る法律（案）の施行時に、既に本特例の申請期限が過ぎている可能性もあります。法人の消費税の申告期限は課税期間の終了の日の翌日から2ヶ月以内ですが、国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づき、その申告等の期限延長の適用を受けている場合には、本特例の対象となる可能性があります。国税通則法11条の規定に基づく期限延長につきましては、最寄りの税務署にご相談ください。

## 簡易課税制度の適用に関する特例について

- ▶ 消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています（消費税法37条の2）。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認を受けることにより、その被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）ことができます。